

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。</p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第3～第6 略</p> <p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係 県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。</p> <p>1 奈良県国土強靱化地域計画 国土強靱化地域計画は、本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に以下の考え方に基づき策定した。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」18項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討</p> <p>(5)平成28年度から32年度（令和2年度）の5年間の計画とし、原則5年ごとに見直す</p> <p>2 国土強靱化アクションプラン 国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。</p> <p>第8 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。<u>特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年において、自助・共助の重要性はより一層高まっている。</u></p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第3～第6 略</p> <p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係 県は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。</p> <p>1 第2期奈良県国土強靱化地域計画 <u>奈良県</u>国土強靱化地域計画は、<u>平成28年度に</u>本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定した。</p> <p><u>計画の最終年度である令和2年度に、国土強靱化基本計画の見直しや、近年の災害の経験と教訓を踏まえた見直しを行い、第2期奈良県国土強靱化地域計画を策定した。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」<u>21</u>項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討</p> <p>(5) <u>令和3年度から概ね5年間の計画の対象期間とする。</u></p> <p>2 国土強靱化アクションプラン <u>奈良県</u>国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。</p> <p>第8 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>検討委員会意見 反映</p> <p>第2期奈良県国土強靱化地域計画策定による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正				【備考】
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱				第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱				防災企画係、建設業・契約管理課 R2 防災基本計画修正に基づく 災害対策基本法の改正 R1 防災基本計画修正に基づく 時点修正 時点修正 時点修正 分社化による
第1 奈良県				第1 奈良県				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
奈良県	1～12 略 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1～13. 略	1～5 略	奈良県	1～12 略 13. <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施</u> 14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1～13. 略	1～5 略	
奈良県警察本部	略			奈良県警察本部	略			
第2 市町村				第2 市町村				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
各市町村	1～19 略	1～9 略 10. 避難の <u>勧告または指示</u> 11～21 略	1～3 略	各市町村	1～19 略	1～9 略 10. 避難の指示 11～21 略	1～3 略	
第3 指定地方行政機関				第3 指定地方行政機関				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
近畿総合通信局	1～2 略	1～2 略		近畿総合通信局	1～2 略 3. <u>情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u>	1～2 略		
近畿地方整備局	1～4 略	1～2 略	略	近畿地方整備局	1～4 略	1～2 略 3. <u>災害対応の応援</u>	略	
大阪航空局八尾空港事務所	略	1～2 略 3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可		大阪航空局八尾空港事務所	略	1～2 略 3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可		
大阪管区気象台（奈良地方気象台）	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表	1. 略 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供		大阪管区気象台（奈良地方気象台）	1. <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> 2. <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防</u>	1. 略 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の出遣等）	1. <u>被災地域への支援情報の提供</u>	

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）				今回修正				【備考】
	3. 防災気象知識の普及啓発 4. 防災対策に関する技術的な支援・助言（職員の派遣等）				<u>災気象情報の発表、伝達及び解説</u> <u>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> <u>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> <u>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>			直近の施策の反映 送配電部門分社化に伴う
略				略				
第4 略				第4 略				
第5 指定公共機関				第5 指定公共機関				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
略				略				
日本赤十字社奈良県支部	1～3 略	1. 略 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	略	日本赤十字社奈良県支部	1～3 略	1. 略 <u>2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア</u> 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 <u>5. 救護物資の配分</u>	略	
関西電力株式会社（奈良支社）	略	略	略	関西電力株式会社（奈良支社） <u>関西電力送配電株式会社（奈良支社）</u>	略	略	略	
第6～7 略				第6～7 略				
第3節 奈良県の自然的、社会的条件 (防災統括室)				第3節 奈良県の自然的、社会的条件 (防災統括室)				
第1～第3 略				第1～第3 略				
第4 気象 1 略				第4 気象 1 略				

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 気象の特徴 (1)～(2)略 (3)降水量 奈良県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。 奈良盆地を中心とする平野部では、年降水量が1,400mm以下で全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。 また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。 なお平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。 また、県南東部では1時間に40mmを超える激しい雨が解析された。 県北部においても、平成24年8月11日に、山添村付近、奈良市付近、天理市付近で解析時間雨量が100mmに達し、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されたほか、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測されるなど、近年、局地的大雨が多発する傾向にある。</p>	<p>2 気象の特徴 (1)～(2)略 (3)降水量 奈良県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。 奈良盆地を中心とする平野部では、年降水量が1,400mm以下で全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上の降水があり、特に南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。 また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。 なお平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。 また、県南東部では1時間に40mmを超える激しい雨が解析された。 県北部においても、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測され<u>たほか、平成30年7月29日に、解析時間雨量が奈良市付近で100mm、天理市付近、桜井市付近で120mmに達し、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されるなど、</u>近年、局地的大雨が多発する傾向にある。</p>	<p>時点修正</p>

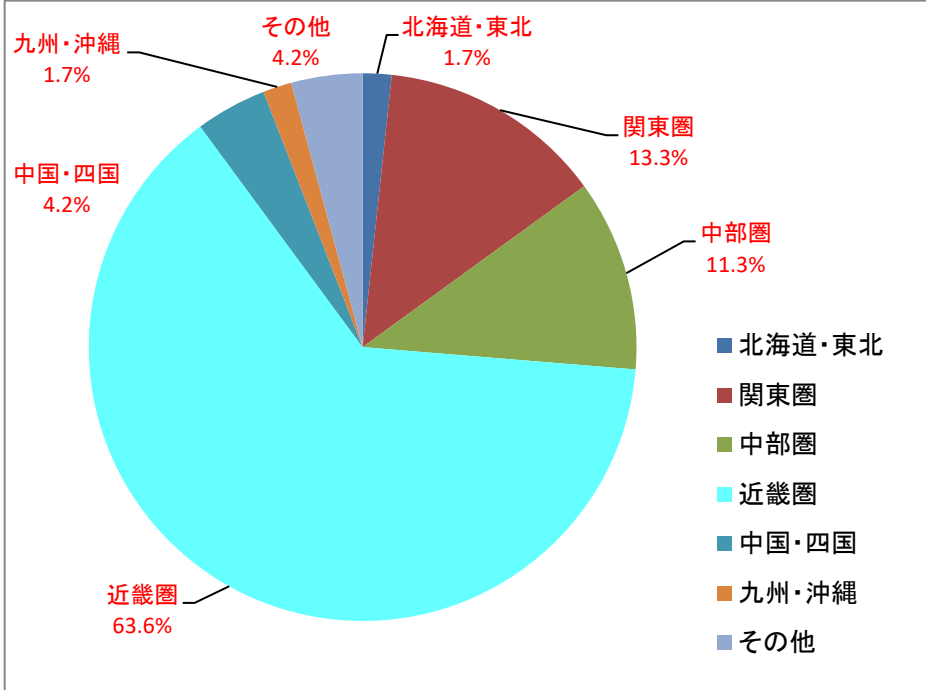
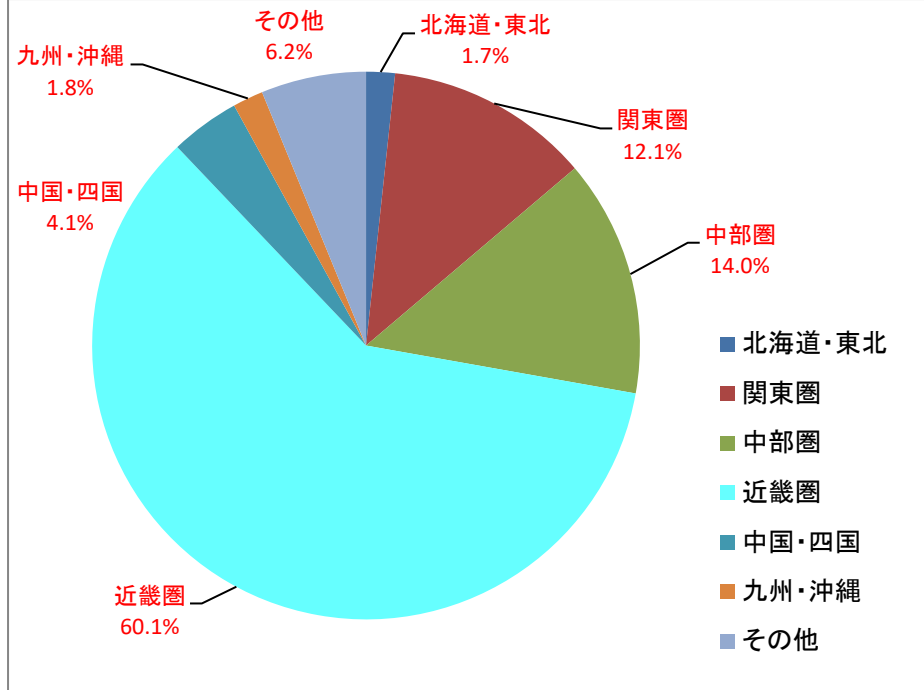
奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進</p> <p>6 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築 市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）、②（発令基準・防災体制編）（平成31年1月 内閣府（防災担当）」「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。</p> <p>また、市町村は躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>県は、市町村長の避難勧告発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市町村長へ情報共有するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>第7 住民への情報伝達手段の確保 発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。</p> <p>その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。</p> <p>1～9 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>1 災害に関するリスク等の開示 市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備 県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、<u>円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした</u>避難活動の促進</p> <p>6 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築 市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、<u>洪水警報の危険度分布</u>、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u>設定にあたっては、<u>「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」</u>、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。</p> <p>また、市町村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>県は、市町村長の避難指示発令等の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市町村長へ情報共有するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>第7 住民への情報伝達手段の確保 発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、<u>以下</u>に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。</p> <p>その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。</p> <p>1～9 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>1 災害に関するリスク等の開示 市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。</p>	<p>防災企画係、河川整備課、疾病対策課</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。</p> <p>また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。</p> <p>2 ハザードマップの内容の理解促進</p> <p>市町村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。</p> <p>県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。</p> <p>3 迅速かつ適切な避難行動等の促進</p> <p>市町村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。</p> <p>県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを県民に対し啓発する。</p> <p>また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：第2章第4節 要配慮者の安全確保計画）</p> <p>さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や市町村は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。</p> <p>また、市町村は、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第9 市町村における計画</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>1 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告又は避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報を発令する基準及び伝達方法</p> <p>2 避難勧告等の発令区域・タイミング</p> <p>3～8 略</p> <p>第10 略</p>	<p>あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。</p> <p>また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。</p> <p>2 ハザードマップの内容の理解促進</p> <p>市町村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。</p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u></p> <p>県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。</p> <p>3 迅速かつ適切な避難行動等の促進</p> <p>市町村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。</p> <p>県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを県民に対し啓発する。</p> <p>また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：第2章第4節 要配慮者の安全確保計画）</p> <p>さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くこと <u>だけ</u>を指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、<u>安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</u></p> <p>また、市町村は、避難 <u>指示</u>等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>4 略</p> <p>第9 市町村における計画</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>1 【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>を発令する基準及び伝達方法</p> <p>2 <u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング</p> <p>3～8 略</p> <p>第10 略</p>	<p>の改正</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1-1 住民自らが取り組むべきこと</p> <p>住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。</p>	<p>第1-1 住民自らが取り組むべきこと</p> <p>住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。</p> <p><u>また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第1-2 自宅療養者等の避難</p> <p><u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>検討委員会意見の反映</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>市町村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 指定に当たっての注意事項</p> <p>市町村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p> <p>市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備につい</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>市町村長は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>指定にあたっては次の事項に留意する。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 指定に当たっての注意事項</p> <p><u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p> <p>市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備につい</p>	<p>防災統括室、環境政策課</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>て、その取組を支援する。</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備 （1）～（2） 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 （1）非常用電源、自家発電機 （2）～（11） 略 3～4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。 県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。</p> <div data-bbox="231 1266 1213 1717" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【マニュアルの主な記載内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営の基本方針 2. マニュアルの目的・構成及び使い方 3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像 4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務 5. 要配慮者への対応 6. 女性への配慮 7. 避難所のペット対策 8. 大規模災害時の避難所の状況想定 9. 関係機関の役割 10. 様式 </div> <p>2 避難所としての学校施設利用計画の策定 市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。</p>	<p>て、その取組を支援する。</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備 （1）～（2） 略 <u>（3）家庭動物のための避難スペース確保</u> <u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 （1）非常用電源 <u>（電気自動車の活用を含む）</u>、自家発電機 （2）～（11） 略 3～4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。 県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。 <u>また市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。</u></p> <div data-bbox="1457 1266 2439 1717" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【マニュアルの主な記載内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営の基本方針 2. マニュアルの目的・構成及び使い方 3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像 4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務 5. 要配慮者への対応 6. 女性への配慮 7. 避難所のペット対策 8. 大規模災害時の避難所の状況想定 9. 関係機関の役割 10. 様式 </div> <p>2 避難所としての学校施設利用計画の策定 市町村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用 <u>計画</u>の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。</p>	<p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>検討委員会意見・ 県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 略</p> <p>4 避難所開設・運営訓練の実施</p> <p>市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。</p> <p>県は、市町村職員に対し、避難所運営のための知見やNPOとの連携強化などを図る避難所運営研修を実施し、研修の強化、充実を図る。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>3 略</p> <p>4 避難所開設・運営訓練の実施</p> <p>市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル<u>及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>県は、市町村職員に対し、避難所運営のための知見やNPOとの連携強化などを図る避難所運営研修を実施し、研修の強化、充実を図る。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>6 普及啓発</p> <p><u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>7 平常時の感染症対策</p> <p><u>地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第3節 帰宅困難者対策計画</p> <p>（防災統括室、観光局）</p> <p>第1 帰宅困難者について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 観光客</p> <p>（平成29年（1月～12月）奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局）</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策計画</p> <p>（防災統括室、観光局）</p> <p>第1 帰宅困難者について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 観光客</p> <p><u>（令和元年（1月～12月）奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局）</u></p>	<p>ならの観光力向上課、防災統括室</p> <p>時点修正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
 <p>九州・沖縄 1.7%</p> <p>中国・四国 4.2%</p> <p>近畿圏 63.6%</p> <p>北海道・東北 1.7%</p> <p>関東圏 13.3%</p> <p>中部圏 11.3%</p> <p>北海道・東北</p> <p>関東圏</p> <p>中部圏</p> <p>近畿圏</p> <p>中国・四国</p> <p>九州・沖縄</p> <p>その他</p> <p>第2 略</p> <p>第3 駅周辺等における滞留者対策 大規模水害や台風等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人滞りし、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防災対策の充実を図る。</p> <p>1～3 略</p> <p>第4 帰宅困難者への支援対策 1 徒歩帰宅者への支援 県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。</p> <p>2～3 略</p> <p>第5 観光客等への支援対策 1～2 略 3 県は、店舗、施設、医療機関などの施設で利用可能な通訳サービス「奈良県多言語コールセンター」の周知に努める。</p>	 <p>九州・沖縄 1.8%</p> <p>中国・四国 4.1%</p> <p>近畿圏 60.1%</p> <p>北海道・東北 1.7%</p> <p>関東圏 12.1%</p> <p>中部圏 14.0%</p> <p>北海道・東北</p> <p>関東圏</p> <p>中部圏</p> <p>近畿圏</p> <p>中国・四国</p> <p>九州・沖縄</p> <p>その他</p> <p>第2 略</p> <p>第3 駅周辺等における滞留者対策 大規模水害や台風等が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人滞りし、混乱が発生することが予想されるため、市町村は駅周辺の事業者等と連携し、混乱防止対策の充実を図る。</p> <p>1～3 略</p> <p>第4 帰宅困難者への支援対策 1 徒歩帰宅者への支援 県は、関西広域連合と連携して、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図る。 <u>また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第5 観光客等への支援対策 1～2 略 3 <u>県は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>直近の施策の反映</p> <p>奈良県観光総合戦略に合わせた修正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定 市町村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に下記の重要事項を定めなければならない。また、必要に応じて、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難支援等関係者となる者 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 4 名簿の更新に関する事項 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7 避難支援等関係者の安全確保 <p>第2 避難行動要支援者名簿の整備 市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>1～7 略</p> <p>なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p>災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市町村は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供するものとする。</p> <p>第3 個別計画の作成 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、一人ひとりの状況をふまえた個別計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援</p>	<p style="text-align: center;">第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1 市町村地域防災計画への規定 市町村は、避難行動要支援者の<u>避難支援等についての</u>考え方を整理し、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、</u>下記の重要事項を地域防災計画に定めなければならない。また、<u>市町村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について</u>定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難支援等関係者となる者 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 3 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画</u>作成に必要な個人情報及びその入手方法 4 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画</u>の更新に関する事項 5 <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報</u>の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 7 避難支援等関係者の安全確保 8 <u>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u> <p>第2 避難行動要支援者名簿の整備 市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>1～7 略</p> <p>なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。</p> <p><u>市町村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、</u>国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、<u>名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>第3 個別避難計画の作成 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、<u>災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、</u>個別避難計画の作成を進めることが必要である。市町村は、<u>防</u></p>	<p>地域福祉課</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別計画を作成する。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市町村の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、平時から個別計画を作成するよう市町村に促していく。</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策</p> <p>1 福祉避難所の整備</p> <p>一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を選定するものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避</p>	<p><u>災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。</u></p> <p><u>また、市町村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>そして、市町村は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、市町村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</u></p> <p><u>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、個別避難計画を作成・更新するよう市町村に<u>促すとともに、作成等に関する先進事例の紹介や研修実施等により市町村を支援する。</u></p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策</p> <p>1 福祉避難所の整備</p> <p>一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、<u>市町村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してこないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。</u>なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避</p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9</p>	<p>難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9</p>	
<p style="text-align: center;">第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1 学校における防災教育</p> <p>1 趣旨</p> <p>学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の内容</p> <p>様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 防災教育に関する指導計画の作成</p> <p>防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。</p> <p>また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。</p> <p>【指導計画作成に当たっての配慮事項】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第1 学校における防災教育</p> <p>1 趣旨</p> <p>学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の内容</p> <p>気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 防災教育に関する指導計画の作成</p> <p>防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。</p> <p>また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。</p> <p>【指導計画作成に当たっての配慮事項】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。</p> <p>(10)～(11) 略</p> <p>4 略</p>	<p>防災統括室、学校教育課、教育研究所</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>学習指導要領の改訂による</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 県民に対する防災知識の普及 （略）</p> <p>1 普及の内容 普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。 （1）～（2） 略 （3）気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応） （4）地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準、災害発生のおそれがある場合の早めの避難行動など避難に関する知識 （5）家庭での災害予防や安全対策（家具の固定、非常持ち出し品の準備等）</p> <p>（6）家庭での食料、水、生活用品の備蓄等 （アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む） （7）災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等） 等</p> <p>（8）ライフライン途絶時の対策 （9）生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）</p> <p>2 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>第2 県民に対する防災知識の普及 （略）</p> <p>1 普及の内容 普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。 （1）～（2） 略 （3）気象知識 （特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応） （4）<u>頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性</u> （5）<u>自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること</u> （6）<u>警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方</u> （7）<u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> （8）<u>指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> （9）<u>最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等</u> （アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む） （10）<u>非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</u> （11）<u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u> （12）<u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u> <u>（13）災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと</u> <u>（14）ライフライン途絶時の対策</u> <u>（15）生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）</u> <u>（16）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>2 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>検討委員会の意見反映（4）（5）</p> <p>防災基本計画との整合を図る（6）～（16）</p>
<p>第7節 防災訓練計画 （防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 （1） 略 （2）各地域での防災訓練</p>	<p>第7節 防災訓練計画 （防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 （1） 略 （2）各地域での防災訓練</p>	<p>防災統括室</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 情報収集・伝達訓練 （例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する）</p> <p>⑤ 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等</p> <p>なお、（1）と（2）を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。</p> <p>2 県 （1）防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。 防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後は各団体の創意工夫により実践的な訓練をすることが求められる。 （2）～（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 情報収集・伝達訓練 （例：避難<u>指示</u>等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する）</p> <p>⑤ 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等</p> <p>なお、（1）と（2）を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。</p> <p>2 県 （1）防災総合訓練 県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。 防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後<u>も</u>各団体の創意工夫により実践的な訓練<u>となるよう努める</u>。 （2）～（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第8節 自主防災組織の育成等に関する計画 （安全・安心まちづくり推進課）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 地区防災計画の策定等 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。 市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成等に関する計画 （安全・安心まちづくり推進課）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 地区防災計画の策定等 <u>1 地区防災計画の策定</u> 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。 市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。 <u>2 個別避難計画との整合</u> <u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>安全・安心まちづくり推進課</p> <p>記載の適正化</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第9節 企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)</p> <p>第1 企業・事業所の役割 1 略 2 平常時の対策</p> <p>事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。</p> <p>また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第9節 企業防災の促進に関する計画 (<u>防災統括室、産業・観光・雇用振興部</u>)</p> <p>第1 企業・事業所の役割 1 略 2 平常時の対策</p> <p>事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。</p> <p>また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。</p> <p><u>また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第11節 ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部、関係部局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。</p> </div> <p>第1～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第11節 ボランティア活動支援環境整備計画 (<u>文化・教育</u>・くらし創造部、関係部局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性<u>に基づきその支援力を向上し</u>、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体、<u>住民と連携・協働して活動できる</u>環境を整備する。</p> </div> <p>第1～第3 略</p>	<p>青少年・社会活動推進課</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第12節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害に備えた計画的なまちづくり</p>	<p style="text-align: center;">第12節 まちの防災構造の強化計画 (<u>地域デザイン推進局</u>)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害に備えた計画的なまちづくり</p>	<p>県土利用政策室、住まいまちづくり課</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 略</p> <p>2 災害に強い計画的な土地利用</p> <p>災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。</p> <p>(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進</p> <p>都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。</p> <p>(2) 防災を考慮した土地利用</p> <p>洪水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。</p> <p>(3) 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。</p>	<p>1 略</p> <p>2 災害に強い計画的な土地利用</p> <p>災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、<u>都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。</u></p> <p>(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進</p> <p><u>市町村は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、</u>都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。</p> <p>(2) 防災を考慮した土地利用</p> <p><u>県及び市町村は、</u>洪水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。</p> <p>(3) 防火地域、準防火地域の指定</p> <p><u>市町村は、</u>市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。</p> <p><u>(4) 立地適正化計画による防災まちづくりの推進</u></p> <p><u>市町村は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p> <p><u>(5) 住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進</u></p> <p><u>県及び市町村は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第3 災害に備えた取組</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害に強いまちづくり施策</p> <p>県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）</p> <p>浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。</p> <p>(2) 都市防災総合推進事業の活用</p> <p>市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。</p> <p>(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用</p> <p>①～② 略</p> <p>(4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用（略）</p> <p>(5) 災害時拠点強靱化緊急促進事業（略）</p>	<p>第3 災害に備えた取組</p> <p>1～2 略</p> <p>3 災害に強いまちづくり施策</p> <p>県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）</p> <p>浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。</p> <p><u>(2) 空家等の状況の確認</u></p> <p><u>市町村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p> <p><u>(3) 都市防災総合推進事業の活用</u></p> <p>市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。</p> <p><u>(4) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用</u></p> <p>①～② 略</p> <p><u>(5) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用</u>（略）</p> <p><u>(6) 災害時拠点強靱化緊急促進事業</u>（略）</p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第4 略</p>	<p>第4 略</p>	
<p style="text-align: center;">第13節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)</p> <p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用する。 1～4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第13節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)</p> <p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。 1～4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>道路建設課</p> <p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第14節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針 緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。 2 略</p> <p>第3 緊急通行車両等の事前届出 1 略 2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付 公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。 (詳細については、「第3章第21節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	<p style="text-align: center;">第14節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針 緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～令和2年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。 また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。 2 略</p> <p>第3 緊急通行車両等の事前届出 1 略 2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付 公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。 (詳細については、「第3章第21節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	<p>警備第二課、道路建設課</p> <p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

<p style="text-align: center;">第15節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。</p> </div> <p>第1 水道</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。</p> <p>1 水道施設の耐震化</p> <p>水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。</p> <p>また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。</p> <p>2～5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</p> <p>（1）水害対策</p> <p>① 水力発電設備</p> <p>過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。</p> <p>(ア)ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸 (イ)導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係 (ウ)護岸、水制工、山留壁 (エ)土捨場 (オ)水位計</p>	<p style="text-align: center;">第15節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、<u>水循環・森林・景観環境部</u>、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者が一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築する。</p> </div> <p>第1 水道</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。</p> <p>1 水道施設の土砂災害対策</p> <p>水道事業者等は、<u>指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社・<u>関西電力送配電株式会社奈良支社</u>）</p> <p>風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</p> <p>（1）水害対策</p> <p>① 水力発電設備</p> <p>過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に<u>各事業所</u>の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。</p> <p>(ア)ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸 (イ)導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係 (ウ)護岸、水制工、山留壁 (エ)土捨場 (オ)水位計</p>	<p>防災統括室、水道局業務課</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>直近の施策の反映</p> <p>送配電部門分社化に伴う変更</p> <p>関西電力(株)・関西電力送配電(株)防災業務計画に基づく記載内容の見直し(以下第3において同じ)</p>
--	---	---

<p>② 略</p> <p>③ 変電設備 浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。</p> <p>(2) 風害対策 各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。</p> <p>(3) 雪害対策 雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 送電設備 鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>③～④ 略</p> <p>(4) 雷害対策</p> <p>① 送電設備 架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>② 変電設備 耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。</p> <p>③ 配電設備 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。</p> <p>(5) 地盤沈下対策 地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。 なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。</p> <p>4 防災業務施設及び設備の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設及び設備 局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。</p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備</p>	<p>② 略</p> <p>③ 変電設備 浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。</p> <p>(2) 風害対策 各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。</p> <p>(3) 雪害対策 雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 送電設備 鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>③～④ 略</p> <p>(4) 雷害対策</p> <p>① 送電設備 架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p> <p>② 変電設備 耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。</p> <p>③ 配電設備 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。</p> <p>(5) 地盤沈下対策 地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。 なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。</p> <p>4 防災業務施設および設備の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設および設備 局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p>	
--	--	--

<p>② 地震動観測設備</p> <p>(2) 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>① 無線伝送設備 (ア)マイクロ波無線等の固定無線施設および設備 (イ)～(ウ) 略</p> <p>② 有線伝送設備 (ア)～(イ) 略 (ウ)通信線搬送設備</p> <p>③ 略</p> <p>④ I P ネットワーク設備</p> <p>⑤ 略</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) 水防・消防に関する施設及び設備等 被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設および設備の整備を図る。</p> <p>① 水防関係 (ア)～(エ) 略 (オ)各種舟艇及び車両等のエンジン設備 (カ)警報用設備</p> <p>② 消防関係 (ア) 略 (イ)各種消火器具及び消火剤 (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備</p> <p>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等 被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。</p> <p>①～② 略</p> <p>(7) その他災害復旧用施設及び設備 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。</p> <p>5 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材の確保</p>	<p>② 略</p> <p>(2) 通信連絡施設 <u>および</u>設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保 <u>および</u>電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設 <u>および</u>設備の整備 <u>ならび</u>に情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>① 無線伝送設備 (ア)マイクロ波無線等の固定無線 <u>回線</u> (イ)～(ウ) 略</p> <p>② 有線伝送設備 (ア)～(イ) 略 (ウ)通信線搬送設備、<u>光搬送回線</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ I P ネットワーク <u>回線</u></p> <p>⑤ 略</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、<u>社内の</u>一斉連絡・安否確認システムを <u>用いて</u>確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設 <u>および</u>設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</p> <p>(3) 非常用電源設備 <u>復旧拠点となる事業所については</u>、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</p> <p>(4) コンピューターシステム コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。 特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム <u>および</u>その運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震 <u>対策</u>、火災対策 <u>および</u>浸水 <u>対策</u>を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</p> <p>(5) 水防・消防に関する施設 <u>および</u>設備等 被害の <u>軽減</u>を図るため、法に基づき、次の水防 <u>および</u>消防に関する施設 <u>および</u>設備の整備を図る。</p> <p>① 水防関係 (ア)～(エ) 略 (オ)各種舟艇 <u>および</u>車両等のエンジン設備 (カ) 略</p> <p>② 消防関係 (ア) 略 (イ)各種消火器具 <u>および</u>消火剤 (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設 <u>および</u>設備</p> <p>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設 <u>および</u>設備 被害の <u>軽減</u>を図るため、法に基づき、次の施設 <u>および</u>設備の整備を図る。</p> <p>①～② 略</p> <p>(7) その他災害復旧用施設 <u>および</u>設備 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を <u>確保し、整備・点検を行う。</u></p> <p>5 <u>復旧</u>用資機材等の確保 <u>および</u>整備</p> <p>(1) <u>復旧</u>用資機材の確保</p>	
---	--	--

<p>災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 災害対策用資機材等の輸送 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>(4) 災害対策用資機材等の広域運営 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p> <p>(6) 災害対策用資機材等の仮置場 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>6 電気事故の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>① 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(ア)無断昇柱、無断工事をしない</p> <p>(イ)電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報する</p> <p>(ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらない</p> <p>(エ)浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付ける。また、必ず電気店等で点検してから使用する</p> <p>(オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切る</p> <p>(カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認する</p> <p>(キ)その他事故防止のため留意すべき事項。</p> <p>② PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ 停電関連 病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。</p>	<p>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) <u>復旧</u>用資機材等の輸送 <u>平常時から復旧</u>用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) <u>復旧</u>用資機材の整備点検 <u>平常時から復旧</u>用資機材の<u>数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>(4) <u>復旧</u>用資機材資機材の広域運営 <u>平常時から復旧</u>用資機材の保有を効率的に行う。災害<u>発生</u>時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、<u>広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 <u>平常時から</u>食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保<u>および</u>確実な把握に努める。</p> <p>(6) <u>復旧</u>用資機材等の仮置場<u>の確保</u> 災害<u>発生時に</u>、仮置場の借用交渉<u>を行うこと</u>は難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>6 電気事故の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>① 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(ア)無断昇柱、無断工事をしない<u>こと。</u></p> <p>(イ)電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、<u>速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。</u></p> <p>(ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらない<u>こと。</u></p> <p>(エ)浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付け<u>すること、および</u>必ず電気店等で点検してから使用する<u>こと。</u></p> <p>(オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切る<u>こと。</u></p> <p>(カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認する<u>こと。</u></p> <p>(キ)その他事故防止のため留意すべき事項。</p> <p>② PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページ</u>および<u>SNS</u>等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>③ 停電関連 <u>自治体や、行政機関を通じて、</u>病院等の重要施設<u>および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、</u>災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、<u>非常用電源設備の設置や仕様訓練などを</u>要請する。</p>	<p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第4 電信電話施設</p>	<p>第4 電信電話施設 <u>風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。</u></p>	<p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1～4 略</p> <p>第5 略</p>	<p><u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。</u></p> <p>1～4 略</p> <p>第5 略</p>	
<p style="text-align: center;">第17節 防災体制の整備計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局）</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。</p> <p>万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災拠点</p> <p>県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。</p> <p>（1） 防災拠点</p> <p>災害応急活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの施設</p> <p>① ～④ 略</p> <p>（2） 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設（中町道の駅等）、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場</p> <p>② 第二浄化センター</p> <p>③ 消防学校</p> <p>④ 吉野川浄化センター</p> <p>（3）大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な</p>	<p style="text-align: center;">第17節 防災体制の整備計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、総務部、県土マネジメント部、<u>地域デザイン推進局</u>）</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。</p> <p>万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防災拠点</p> <p>県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。</p> <p>（1） 防災拠点</p> <p>災害応急<u>対策</u>活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの<u>拠点の機能を満たす施設</u></p> <p>① ～④ 略</p> <p>（2） 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急<u>対策</u>活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、<u>他の県有施設</u>、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p><u>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場</p> <p>② 第二浄化センター</p> <p>③ 消防学校</p> <p>④ 吉野川浄化センター</p> <p>（3）大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な</p>	<p>防災統括室、道路建設課</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>直近の施策の反映・R2防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。 併せて陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。</p> <p>4 略</p> <p>第2 市町村の活動体制 （略） 市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第2章第14節緊急輸送道路の整備計画」参照）等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。 県は、市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点を、「<u>奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）</u>」に基づき、整備する。</p> <p>4 略</p> <p>第2 市町村の活動体制 （略） 市町村は、<u>防災拠点</u>の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。 県は、市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。</p> <p>第3～第4 略</p> <p><u>第5 大規模停電災害予防計画</u></p> <p><u>1 県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</u> <u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>3 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>6 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県施策の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第19節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。</p> </div> <p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1) 現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。 (2) 災害予防計画 県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク設備の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。 2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線） 非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部室を直接結ぶ地上系無線通信網で、平成7年12月から運用している。 3 消防庁消防防災無線 県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。 4 大和路情報ハイウェイ (1) 現況 大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における奈良県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。 (2) 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備</p>	<p style="text-align: center;">第19節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、<u>水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部</u>、県土マネジメント部)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、<u>県</u>防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。</p> </div> <p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1) 現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは<u>光</u>高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線<u>とし</u>、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。 (2) 災害予防計画 県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク <u>設備</u>の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。 2 中央防災無線網 <u>中央防災無線網</u>は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部 <u>室</u>を直接結ぶ <u>地上系無線</u>通信網で、平成7年12月から運用している。 3 消防庁消防防災無線網 県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。 4 大和路情報ハイウェイ (1) 現況 大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における <u>奈良</u>県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。 (2) 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備</p>	<p>防災統括室</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成31年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内35市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略</p> <p>2 災害予防計画 （1）略 （2）市町村は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。 （3）略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 Lアラート 県が県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等に連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難勧告等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。</p> <p>第10 孤立集落への通信 災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、県及び市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。 1～2 略</p>	<p>1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。<u>令和2年3月末現在</u>、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内<u>33</u>市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略</p> <p>2 災害予防計画 （1）略 （2）市町村は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。 （3）略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 Lアラート等 <u>県が</u>県防災行政通信ネットワークの<u>一部である</u>県防災情報システムは、Lアラート、<u>県防災ポータル、緊急速報メール</u>に連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。 市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、<u>Lアラート等を通じてこれらの情報を</u>住民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。</p> <p>第10 孤立集落への通信 災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。<u>これに</u>備えて、<u>県及び</u>市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。 1～2 略</p>	<p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法の改正 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第20節 孤立集落対策 (防災統括室)</p> <p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 1 住民・自主防災組織 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。 孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。 また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。</p>	<p>第20節 孤立集落対策 (防災統括室)</p> <p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 1 住民・自主防災組織 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。 孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。 また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。</p>	<p>防災統括室</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
2～3 略	2～3 略	
<p style="text-align: center;">第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）</p> <p>第1 人的支援体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進める。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、<u>総務部、文化・教育</u>、くらし創造部、<u>県土マネジメント部</u>）</p> <p>第1 人的支援体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>_____南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、<u>消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>時点修正</p> <p>県施策の反映</p>
<p style="text-align: center;">第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）</p> <p>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を作成しておくものとする。受援マニュアルでは、県が被災した市町村を即座に応援する枠組みを前提とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>第2 応援受入体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 県は、国や他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。</p> <p>「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」には、以下の内容を盛り込むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、<u>総務部、文化・教育</u>、くらし創造部、<u>県土マネジメント部</u>）</p> <p>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を<u>整備するとともに、必要に応じて修正をする。</u></p> <p>5～7 略</p> <p>第2 応援受入体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 県は、国や他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」<u>により</u>、応援受入体制の整備をしておくものとする。</p>	<p>防災統括室、人事課</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 県応援受入班の部局横断的な編成 (2) 県職員派遣リエゾン等により市町村ニーズを把握し、関西広域連合、全国知事会、県内市町村等との連携によるマッチングを強化 (3) 被災市町村へより早期派遣するための県職員派遣リエゾンの強化</p> <p>(4) 関西広域連合、全国知事会等からの受援緊急連絡員（リエゾン）等の執務室の確保、機器の整備 (5) 市町村の受援計画（マニュアル）の作成支援</p> <p>3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。</p> <p>4 国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班の増強や、航空運用調整班の設置を行う。</p> <p>5 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。</p> <p>第3 広域防災体制の確立 被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>第4 略</p>	<p>3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「<u>応急対策職員派遣制度</u>」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。<u>また、応急対策職員派遣制度を活用した受け入れについては、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>4 <u>県は</u>、国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班や<u>航空運用調整班等の業務の整理をしておく。</u></p> <p>5 <u>県及び市町村</u>は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。</p> <p>第3 広域防災体制の確立 <hr/> <u>南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>R2 防災基本計画修正に基づく R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>県施策の反映</p>
<p align="center">第23節 保健医療計画 （福祉医療部）</p> <p>第1 保健医療活動体制の整備 1 市町村 (1)～(7) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第2～第9 略</p>	<p align="center">第23節 保健医療計画 （福祉医療部）</p> <p>第1 保健医療活動体制の整備 1 市町村 (1)～(7) 略 <u>(8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>第2～第9 略</p>	<p>福祉医療部企画管理室</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p>
<p align="center">第27節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p>	<p align="center">第27節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・<u>観光</u>・雇用振興部、<u>食と農の振興部</u>）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p>	<p>防災統括室</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 住民の役割 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 （ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。） また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2 平常時の物資調達 県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達 市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。 その方法は、おおむね次のとおりとする。 （1）調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。 （2）略</p> <p>（3）調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。 （4）その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達 県は、供給に必要な生活必需品等の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。 その方法は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（2） 略</p> <p>（3）必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島</p>	<p>1 住民の役割 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。 また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から<u>最低3日間、推奨1週間分</u>の自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。 （ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。） また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2 平常時の物資調達 県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>1 市町村の物資調達 市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。 その方法は、おおむね次のとおりとする。 （1）調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、<u>高齢者や乳幼児用物資要配慮者、女性、子供</u>にも配慮する。 （2）略 <u>（3）国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。</u> （4）調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。 （5）その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>2 県の物資調達 県は、供給に必要な生活必需品等の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。 その方法は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（2） 略 <u>（3）国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。</u> （4）<u>県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等</u>必要に応じ「近畿</p>	<p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。 また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。</p> <p>(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。 (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>第3～第4 (略)</p>	<p>圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。 また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。</p> <p>(5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。 (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。</p> <p>第3～第4 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第28節 文化財災害予防計画 (地域振興部)</p> <p>第1 基本計画 1 略 2 管理状況の把握 県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。 3～5 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第28節 文化財災害予防計画 (文化・教育・くらし創造部)</p> <p>第1 基本計画 1 略 2 管理状況の把握 県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。 3～5 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>文化財保存課</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1 水系毎の総合的な対策の推進 本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も積極的に活用し、総合的な対策の推進を図る。</p> <p>第2 大和川水系対策 奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。今後とも総合治水対策の一層の強化を図っていく。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1 水系毎の総合的な対策の推進 本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されている。治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど各水系の流域プロジェクトにのっとり、国・県・市町村等と連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も積極的に活用し、総合的な対策の推進を図る。</p> <p>第2 大和川水系対策 奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。今後、総合治水対策の一層の強化を図っていくため、大和川が特定都</p>	<p>河川整備課</p> <p>記載の適正化</p> <p>直近の施策の反映 時点修正</p> <p>特定都市河川浸</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 治水対策 河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約100万㎡の遊水地の整備を行う。</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第6 略</p>	<p><u>市河川に早期に指定されるように取り組む。</u></p> <p>1 治水対策 河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において大和川の洪水を一時的に貯留する約100万㎡の遊水地の整備を行う。</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第6 略。</p>	<p>水被害対策法等の一部改正</p>
<p>第30節 ダムの管理・運用 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 適切なダム治水操作の検討 1～2 略</p>	<p>第30節 ダムの管理・運用 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 適切なダム治水操作の検討 1～2 略</p> <p><u>3 既存ダムの洪水調節機能の強化（大和川水系、淀川水系、紀の川水系、新宮川水系） 県内の治水ダム及び利水ダムにおいて、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的として、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に活用するため、ダムの事前放流に取り組む。</u></p>	<p>河川整備課</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p> <p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知 1～2 略</p> <p>3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成 (1) 略 (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。 また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p> <p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知 1～2 略</p> <p>3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成 (1) 略 (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。<u>また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>河川整備課</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第3 2 節 風害予防計画 (防災統括室、農林部)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力施設の防災対策 施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。(関西電力の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照)</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第3 2 節 風害予防計画 (防災統括室、<u>水循環・森林・景観環境部</u>、<u>食と農の振興部</u>)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力施設の防災対策 施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。(関西電力 <u>送配電株式会社</u> の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照)</p> <p>第4 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>分社化による</p>
<p style="text-align: center;">第3 3 節 総合的な土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 土砂災害に関するソフト施策</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表 県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒避難体制の周知 市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂 国土交通省砂防部)等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について市町村地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努めるものとする。県は、市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 土砂災害警戒区域等の箇所 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の箇所</p> <p>③ 略</p> <p>④ 避難勧告等の発令・解除の基準 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。</p>	<p style="text-align: center;">第3 3 節 総合的な土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 土砂災害に関するソフト施策</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表 県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難 <u>指示等</u> の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒避難体制の周知 市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂 国土交通省砂防部)、<u>避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改訂 内閣府(防災担当))</u>等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について市町村地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努めるものとする。県は、市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。</p> <p>① 略</p> <p>② 土砂災害警戒区域等の箇所 <u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の箇所</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 避難 <u>指示等</u> の発令・解除の基準 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難 <u>指示等</u> を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。</p>	<p>砂防・災害対策課</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>時点修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>⑤～⑥ 略</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援</p> <p>平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、県や市町村の関係部局は連携して支援を行う。</p> <p>第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施</p> <p>土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。</p> <p>また、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。</p> <p>【主な整備箇所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設 2 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所 3 アンカールート 4 現行基準に適合しない老朽化堰堤 	<p>⑤～⑥ 略</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援</p> <p>平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。<u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施</p> <p>土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。</p> <p>また、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。</p> <p>【主な整備箇所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設 2 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所 3 <u>土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の緊急輸送路（アンカールート）</u> 4 現行基準に適合しない老朽化堰堤 	<p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第34節 大規模土砂災害防止対策</p> <p>（県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応</p> <p>紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地区については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等の提供体制を整備する。</p>	<p>第34節 大規模土砂災害防止対策</p> <p>（県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応</p> <p>紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している<u>赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地区</u>については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等の提供体制を整備する。</p>	<p>砂防・災害対策課</p> <p>時点修正</p>
<p>第35節 砂防設備計画</p> <p>（県土マネジメント部）</p> <p>（略）</p> <p>第1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指</p>	<p>第35節 砂防設備計画</p> <p>（県土マネジメント部）</p> <p>（略）</p> <p>第1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指</p>	<p>砂防・災害対策課</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（平成29年7月30日現在452箇所）</p> <p>第2 土石流危険溪流 土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある溪流であり、該当する溪流は県内で3, 136溪流となっている。（資料編「土石流危険溪流」参照）</p> <p>第3 計画的な砂防事業の実施 砂防指定地及び土石流危険溪流を主対象とする。 土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所について砂防指定地を指定し、最優先で砂防えん堤工、溪流保全工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。</p> <p>第4 関係機関 砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。</p>	<p>定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（<u>令和3年8月13日</u>現在<u>1, 764</u>箇所）</p> <p>第2 土石流危険溪流 土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある溪流である。<u>県内の箇所数については、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） <u>土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） <u>土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第5 計画的な砂防事業の実施 土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）<u>を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。</u></p> <p>第6 関係機関 砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。</p>	<p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p>
<p>第36節 地すべり防止施設計画 （県土マネジメント部）</p> <p>（略）</p> <p>第1 地すべり防止区域（法規制区域） 地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（平成29年7月30日現在60箇所）</p>	<p>第36節 地すべり防止施設計画 （県土マネジメント部）</p> <p>（略）</p> <p>第1 地すべり防止区域（法規制区域） 地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（<u>令和3年8月13日</u>現在<u>61</u>箇所）</p>	<p>砂防・災害対策課</p> <p>時点修正。</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 地すべり危険箇所 地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出し、該当する箇所は県内に106箇所となっている。（資料編「地すべり危険箇所」参照）</p> <p>第3 計画的な地すべり対策事業の実施 県は、当該市町村の協力を得て、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い当面危険の発見に努めるものとする。 地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、地すべりやその兆候が見られる箇所については地すべり防止区域を指定し、最優先で排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。</p>	<p>第2 地すべり危険箇所 地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出した箇所であり、<u>県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） <u>土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第4 計画的な地すべり対策事業の実施 地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）<u>を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づき崩落やその兆候が見られるなど、土砂災害の危険が切迫している箇所へ対策を実施する。</u></p> <p>第5 関係機関 <u>砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画 (県土マネジメント部)</p> <p>(略)</p> <p>第1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域） 急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（平成29年7月30日現在513箇所）</p> <p>第2 急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所であり、該当する箇所は県内に4,944箇所となっている。（資料編「IIの8の(5) 急傾斜地崩壊危険箇所」参照）</p>	<p>第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画 (県土マネジメント部)</p> <p>(略)</p> <p>第1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域） 急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。<u>（令和3年8月13日現在529箇所）</u></p> <p>第2 急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。<u>県内の箇所数については砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p>	<p>砂防・災害対策課</p> <p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第3 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施</p> <p>急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所については急傾斜地崩壊危険区域を指定し、最優先で擁壁工、法面工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。</p>	<p>第3 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） <u>土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） <u>土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページにて掲載している。</u></p> <p>第5 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施 <u>急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。</u></p> <p>第6 関係機関 <u>砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。</u></p>	<p>県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p> <p>県施策の反映</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第38節 山地災害予防計画 （農林部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全</p> <p>本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。</p> <p>平成31年度当初における民有林人工林面積は167,787haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林人工林面積の63%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</p> <p>そこで、健全な森林育成を図るために、森林整備等により積極的に森林保全に努めるものとする。</p> <p>また、根系が伸長・発達することで土砂の崩壊を防止する効果や崩壊土砂の落下や土石流の流下を樹幹で減衰・停止させる効果をできるだけ発揮できるような「災害に強い森林づくり」に取り組むこととする。</p>	<p>第38節 山地災害予防計画 （水循環・森林・景観環境部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全</p> <p>本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあたっている。</p> <p><u>令和2年度当初における民有林人工林面積は167,768haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林人工林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</u></p> <p>そこで、<u>新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。</u></p> <p><u>特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。</u></p>	<p>森と人の共生推進課、森林資源生産課</p> <p>時点修正</p> <p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 森林整備保全</p> <p>県民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。奈良県の森林は南部・東部にその多くを占め、南部地域においては、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域であり、一方、東部地域は比較的降水量が少なく緩やかな地形であるように、各地域において地形・地質・気候条件等の多様性をみることができる。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。</p> <p>このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の県民の期待に応えとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。</p> <p>また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部振興基本計画奈良県東部振興基本計画アクション・プランにおいて治山事業の推進が掲げられている。</p> <p>これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施している。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知</p> <p>山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。</p> <p>山地災害危険地区については、位置図を作成し市町村を通じて周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。</p>	<p>第2 森林整備保全</p> <p>県民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。奈良県の森林は南部・東部にその多くを占め、南部地域においては、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域であり、一方、東部地域は比較的降水量が少なく緩やかな地形であるように、各地域において地形・地質・気候条件等の多様性をみることができる。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。</p> <p>このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の県民の期待に応えとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。</p> <p>また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部・東部振興基本計画アクションプランにおいて治山事業の推進が掲げられている。</p> <p>これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施している。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知</p> <p>山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。</p> <p>山地災害危険地区については、位置図を作成しホームページへの掲載や市町村を通じて周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第39節 ため池災害予防計画</p> <p>（農林部）</p> <p>第1 現況</p> <p>本県には、約 <u>5,800</u> 余箇所の農業用ため池があり、<u>そのうち受益面積が2ha以上のため池が約1,500余箇所ある。</u> これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 計画方針</p> <p>大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。</p>	<p>第39節 ため池災害予防計画</p> <p>（食と農の振興部）</p> <p>第1 現況</p> <p>本県には、約 <u>4,300</u> 余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 計画方針</p> <p>大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。</p>	<p>農村振興課</p> <p>時点修正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。</p> <p>1 ため池等防災対策推進事業の実施</p> <p>（1）ため池防災対策調査計画事業の実施</p> <p>県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。</p> <p>（2）略</p> <p>2 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施</p> <p>ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。</p> <p>（資料編「<u>ため池要監視箇所</u>」参照）</p>	<p>災害発生 of 未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。</p> <p>1 ため池等防災対策推進事業の実施</p> <p>（1）ため池防災対策調査計画事業の実施</p> <p>県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等を進める市町村に対して支援を行う。</p> <p>（2）略</p> <p>2 防災減災対策の啓発・普及活動の実施</p> <p>ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う。</p> <p>あわせて、「ため池支援センター」を設置し、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う。</p> <p>（資料編「<u>防災重点ため池</u>」参照）</p>	<p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																														
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。 </div> <p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関</p> <p>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、【警戒レベル4】避難勧告及び避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の実施責任者は次のとおりである。</p> <p>市町村長は、法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。</p> <p>なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。 </div> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 実施責任者</p> <p>災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。</p> <p><u>(1) 災害対策基本法による場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1439 678 2534 1591"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>要件</th> <th>措置</th> <th>根拠規程</th> <th>災害の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき</td> <td>【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮</td> <td>災害対策基本法第56条第2項</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき</td> <td>【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）</td> <td>災害対策基本法第60条第1項、第2項</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>市町村長</td> <td>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき</td> <td>【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示</td> <td>災害対策基本法第60条第3項</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき</td> <td>・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示</td> <td>災害対策基本法第61条第1項</td> <td>災害全般</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) その他の法令による場合</u></p>	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類	市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般	市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般	知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般	警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般	<p>防災統括室</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法の改正</p>
実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類																												
市町村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般																												
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般																												
市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般																												
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般																												
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般																												

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）						今回修正					【備考】
	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類	
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	市町村長	人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般						
【警戒レベル4】 避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般	警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般	
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般	自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般	
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり	
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般						
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第61条	災害全般	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水	
		警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条						
	自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置		自衛隊法第94条	災害全般					
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示		地すべり防止法第25条	地すべり					
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示		水防法第29条	洪水					
【警戒レベル5】 災害発生情報	市町村長	災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般						

<p>2 避難勧告等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 <p>被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。</p> 	<p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 <p>被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。</p> 	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---------------------------------------

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>・土砂災害</p> <p>受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。</p> <p>県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の内容</p> <p>避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難対象地域 ② 避難場所 ③ 避難経路 ④ 避難の理由 ⑤ 避難時の注意事項 ⑥ その他必要事項 <p>(2) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。 ② 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。 ③ 市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。 ④ 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等を発令する。 ⑤ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。 	<p>・土砂災害</p> <p>受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。</p> <p>県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1) 【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>の内容</p> <p>避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難対象地域 ② 避難場所 ③ 避難経路 ④ 避難の理由 ⑤ 避難時の注意事項 ⑥ その他必要事項 <p>(2) 【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>の伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。 ② <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。</u> ③ <u>災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> ④ 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。 ⑤ 市町村長は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、<u>危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、</u>住民等の立場に立った情報提供に努める。 ⑥ 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。 ⑦ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。 ⑧ <u>住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意す</u> 	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>防災基本計画と</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p><u>（3）屋内での待避等の安全確保措置</u> 市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示することができる。</p> <p>3 報告等 （1）市町村長は、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。 ① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）、【警戒レベル5】災害発生情報、屋内安全確保の種類 ②～⑤ 略 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。 （2）県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 警戒区域の設定 1 略 2 警戒区域の設定 （1） 略 （2）周知 避難勧告等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。 （3） 略 （4）警戒区域の縮小・解除 警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。 警戒区域を解除した後の監視体制や、避難勧告等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。</p>	<p><u>るとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</u> ⑨ <u>災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</u> <u>（削除）</u></p> <p>3 報告等 （1）市町村長は、【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u>を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。 ① 【警戒レベル3】<u>高齢者等避難</u>、【警戒レベル4】<u>避難指示</u>、【警戒レベル5】<u>緊急安全確保</u> ②～⑤ 略 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。 （2）県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の<u>指示</u>等をしたときは、その内容を相互に連絡する。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 警戒区域の設定 1 略 2 警戒区域の設定 （1） 略 （2）周知 避難<u>指示</u>等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。 （3） 略 （4）警戒区域の縮小・解除 警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。 警戒区域を解除した後の監視体制や、避難<u>指示</u>等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。</p> <p>第4 広域避難 <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町</u></p>	<p>の整合を図る</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。</p> <p>2 避難所の追加開設</p> <p>市町村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。</p> <p>3 略</p> <p>4 避難所が不足した場合の対応</p> <p>上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。</p> <p>第2 県への報告</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。</p> <p>1 避難所開設の日時及び場所</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。<u>また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。</p> <p><u>また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>2 避難所の追加開設</p> <p>市町村は、<u>指定避難所だけではだけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。</p> <p>3 略</p> <p>4 避難所が不足した場合の対応</p> <p><u>上記2.3の</u>対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。</p> <p>第2 県への報告</p> <p><u>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕</u></p>	<p>防災企画係、疾病対策課</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 避難所名、避難世帯数及び避難者数</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 初動期</p> <p>初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>①～③ 略</p> <p>(2) 展開期</p> <p>展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>①～③</p> <p>④ 衛生に関する事</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。</p> <p>(エ)略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア)略</p> <p>(イ)男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。</p>	<p><u>に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 避難所開設の日時及び場所</p> <p>2 避難所名、避難世帯数及び避難者数</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 新型コロナウイルスなどの感染症対策</u></p> <p><u>(7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受け入れ</u></p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 初動期</p> <p>初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④感染症対策</p> <p><u>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(2) 展開期</p> <p>展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 衛生に関する<u>事こと</u></p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。</p> <p>(エ)略</p> <p>⑤ その他</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ)<u>女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3) 安定期</p> <p>安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 衛生に関すること</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4 在宅被災者等への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。</p> <p>そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。</p> <p>第5 略</p>	<p><u>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u></p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(3) 安定期</p> <p>安定期とは、地震災害発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 衛生に関すること</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ)保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4 在宅被災者等への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。</p> <p>そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。</p> <p>第5 略</p> <p>第6 広域一時滞在</p> <p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求められることができる。</u></p> <p><u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>防災基本計画との整合を図る</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。 災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。 このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。</p> </div> <p>第1 発災直後の対応</p> <p>1 略</p> <p>2 企業等における対応</p> <p>企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。 なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 徒歩帰宅支援</p> <p>県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに</u>帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。</p> </div> <p>第1 発災直後の対応</p> <p>1 略</p> <p>2 企業等における対応</p> <p><u>県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p>企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。 なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。</p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 徒歩帰宅支援</p> <p>県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。</p> <p><u>また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>防災基本計画との整合を図る</p> <p>直近の施策の反映</p>
<p style="text-align: center;">第4節 要配慮者の支援計画</p>	<p style="text-align: center;">第4節 要配慮者の支援計画</p>	<p>地域福祉課、福祉医療部企画管理</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">（防災統括室、福祉医療部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。</p> </div> <p>第1 要配慮者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p>市町村において、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</p> <p>また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</p> <p>特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。</p> <p>外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 外国人多言語支援体制</p> <p>県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。</p> <p>「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて避難所等へのボランティア等の派遣も検討する。</p>	<p style="text-align: center;">（防災統括室、福祉医療部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。</p> </div> <p>第1 要配慮者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p>市町村において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</p> <p>また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</p> <p>特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。</p> <p>外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p><u>奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき</u>、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 外国人多言語支援体制</p> <p>県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。</p> <p>「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて避難所等へのボランティア等の派遣も検討する。</p>	<p>室、国際課（外国人支援センター）</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第5節 住宅応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">（まちづくり推進局）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに</p>	<p style="text-align: center;">第5節 住宅応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">（<u>地域デザイン推進局</u>）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに</p>	<p>住まいまちづくり課</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>留意し、要配慮者に配慮する。 （詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）</p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の応急修理 県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。 なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。 （資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）</p> <p>第4～第5 略</p>	<p>留意し、要配慮者に配慮する。 （詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照） <u>応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u></p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の応急修理 県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（<u>平成25年10月1日内閣府告示第228号平成12年3月31日厚生省告示第144号</u>）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。 なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。 （資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照） <u>また市町村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。</u></p> <p>第4～第5 略</p>	<p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p> <p>時点修正</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p>第6節 活動体制計画 （防災統括室等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。また、台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。</p> </div> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 1 組織 奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</p>	<p>第6節 活動体制計画 （防災統括室等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。また、台風接近時等、<u>災害</u>が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。 <u>特に大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、</u>県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を<u>対象市町村</u>に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。</p> </div> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 1 組織 奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。</p>	<p>防災統括室</p> <p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																								
<p>(1)～(3) 略</p> <p>■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）</p> <p>2～3 略</p> <p>4 動員の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>A動員</th> <th>B動員</th> <th>C動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員基準</td> <td colspan="3">水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)</td> </tr> <tr> <td>動員規模</td> <td>全職員の約 1/5 約 1,600 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 4,300 人体制</td> <td>全職員の約 1/3 約 2,700 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 5,400 人体制</td> <td>全職員 約 8,100 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 10,800 人体制</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	A動員	B動員	C動員	動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)			動員規模	全職員の約 1/5 約 1,600 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 4,300 人体制	全職員の約 1/3 約 2,700 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 5,400 人体制	全職員 約 8,100 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 10,800 人体制	<p>(1)～(3) 略</p> <p>■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）</p> <p>2～3 略</p> <p>4 動員の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>A動員</th> <th>B動員</th> <th>C動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員基準</td> <td colspan="3">水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)</td> </tr> <tr> <td>動員規模</td> <td>全職員の約 1/5 約 <u>1,300</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,100</u> 人体制</td> <td>全職員の約 1/3 約 <u>2,100</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,900</u> 人体制</td> <td>全職員 約 <u>6,500</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>9,300</u> 人体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害対策本部の設置場所 <u>県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネ</u></p>	動員区分	A動員	B動員	C動員	動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)			動員規模	全職員の約 1/5 約 <u>1,300</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,100</u> 人体制	全職員の約 1/3 約 <u>2,100</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,900</u> 人体制	全職員 約 <u>6,500</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>9,300</u> 人体制	<p>【備考】</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>県施策の反映</p>
動員区分	A動員	B動員	C動員																							
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)																									
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,600 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 4,300 人体制	全職員の約 1/3 約 2,700 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 5,400 人体制	全職員 約 8,100 人体制 + 警察部約 2,700 人 総計約 10,800 人体制																							
動員区分	A動員	B動員	C動員																							
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)																									
動員規模	全職員の約 1/5 約 <u>1,300</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,100</u> 人体制	全職員の約 1/3 約 <u>2,100</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>4,900</u> 人体制	全職員 約 <u>6,500</u> 人体制 + 警察部約 <u>2,800</u> 人 総計約 <u>9,300</u> 人体制																							

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>5 解散の基準 （略）</p> <p>6 現地災害対策本部 （略）</p> <p>7 防災関係機関等との連携 （略）</p> <p>8 民間事業所との連携 （略）</p> <p>9 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員） 県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。また、派遣に備えて、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を踏まえた「災害時緊急連絡員活動マニュアル」の見直しを進める。</p> <p>(1) 連絡員は、大規模災害発生により県に災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたとときには、原則として、速やかに県防災統括室に参集する。</p> <p>(2) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。</p> <p>(3) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。</p> <p>① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達</p> <p>② 被災市町村との連絡調整</p> <p>10 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として） （略）</p> <p>第5～第6 略</p>	<p><u>ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>6</u> 解散の基準 （略）</p> <p><u>7</u> 現地災害対策本部 （略）</p> <p><u>8</u> 防災関係機関等との連携 （略）</p> <p><u>9</u> 民間事業所との連携 （略）</p> <p><u>10</u> 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員） 県は、<u>あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する</u>「災害時緊急連絡員」を編成し、<u>大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</u></p> <p><u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u></p> <p><u>11</u> 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として） （略）</p> <p>第5～第6 略</p>	<p>県施策の反映</p>
<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画 （防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 早期災害情報の収集 1～2 略 3 災害時緊急連絡員による情報収集 県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。</p> <p>被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。</p>	<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画 （防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 早期災害情報の収集 1～2 略 3 災害時緊急連絡員による情報収集 県は、<u>あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する</u>「災害時緊急連絡員」を編成し、<u>大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</u></p> <p><u>市町村</u>に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に<u>県</u>に報告する。また、<u>県と市町村</u>の間の連絡調整等の業務に従事する。</p>	<p>防災統括室</p> <p>県施策の反映</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】																								
<p>4 ヘリコプターによる情報収集</p> <p>早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。</p> <p>上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第13節 受援体制の整備」参照）</p> <p>5～7 略</p> <p>第4 災害情報の調査・報告計画</p> <p>1 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。</p> <table border="1" data-bbox="151 1035 1240 1377"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>主たる応援協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人・住家の被害</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難に関する状況 （避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）</td> <td>市町村 市町村（県）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～19 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 報告の基準</p> <p>市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。</p> <p>（1）即報基準 （一般基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。 ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。 ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。 ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。 ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。 ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。 	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	1 人・住家の被害	市町村		2 避難に関する状況 （避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	市町村 市町村（県）		3～19 略	略	略	<p><u>その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。</u></p> <p>4 ヘリコプター等による情報収集</p> <p>早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、<u>及び</u>県警察ヘリコプター<u>及び無人航空機等</u>により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。</p> <p>上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第13節 受援体制の整備」参照）</p> <p>5～7 略</p> <p>第4 災害情報の調査・報告計画</p> <p>1 被害状況、避難状況等の調査</p> <p>被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。</p> <p>被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1035 2466 1377"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>主たる応援協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人・住家の被害</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難に関する状況 （避難<u>指示等</u>の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）</td> <td>市町村 市町村（県）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～19 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 報告の基準</p> <p><u>（1）即報基準</u></p> <p><u>市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>災害救助法の適用基準に合致するもの。</u> ② <u>奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。</u> ③ <u>災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。</u> ④ <u>気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。</u> ② <u>崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> ③ <u>洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> ⑦ <u>強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> ⑧ <u>積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</u> 	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	1 人・住家の被害	市町村		2 避難に関する状況 （避難 <u>指示等</u> の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	市町村 市町村（県）		3～19 略	略	略	<p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p>
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																								
1 人・住家の被害	市町村																									
2 避難に関する状況 （避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	市町村 市町村（県）																									
3～19 略	略	略																								
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																								
1 人・住家の被害	市町村																									
2 避難に関する状況 （避難 <u>指示等</u> の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	市町村 市町村（県）																									
3～19 略	略	略																								

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>⑦ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</p> <p>⑧ 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</p> <p>⑨ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</p> <p>⑩ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。</p> <p>⑪ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。</p> <p>⑫ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。</p> <p>3 直接報告基準 市町村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。</p> <p>（1）災害即報 第4の2の⑦及び⑧のうち、死者又は行方不明者が生じたもの</p> <p>第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告</p> <p>1 略</p> <p>2 災害概況即報 市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を <u>県防災情報システム</u>により、県防災統括室に報告する。</p> <p>また、「第4 3（1）直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁 <u>及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。</u></p> <p>3 被害状況即報 市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を <u>県防災情報システム</u>により、県防災統括室に報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第6～第10 略</p>	<p><u>⑨ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。</u></p> <p><u>⑩ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</u></p> <p><u>（2）直接即報基準</u> <u>市町村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、県防災統括室及び県担当課に加え、直接消防庁に報告をするものとする。</u></p> <p><u>① （1）の⑤、⑥及び⑦のうち、死者又は行方不明者が生じたもの。</u></p> <p>第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告</p> <p>1 略</p> <p>2 災害概況即報 市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を <u>電子メール、県防災情報システム等</u>により、県防災統括室に報告する。</p> <p>また、「<u>第4 2（2）直接即報基準</u>」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁 <u>に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等</u>により報告するものとする。</p> <p>3 被害状況即報 市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を <u>電子メール、県防災情報システム等</u>により、県防災統括室に報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p> <p>4～5 略</p> <p>第6～第10 略</p>	<p></p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
<p>第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。</p>	<p>第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。</p>	<p></p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班 電話 0774-44-0001 内線233・235・236・239 （夜間は当直室 内線223・212） 防災行政通信ネットワーク TN-571-91（夜間は当直室TN-571-92）</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班 電話 0774-44-0001 内線233・<u>239</u>・<u>235</u>・<u>236</u> （夜間・<u>休日</u>は当直室 内線<u>212</u>・<u>302</u>） 防災行政通信ネットワーク TN-571-91（夜間は当直室TN-571-92）</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第10節 通信運用計画 （防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 通信手段 1 県防災行政通信ネットワーク 県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から個別に防災情報システムを用い被害状況等の伝達を行う。 また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。</p> <p>2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線） 非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。</p> <p>3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。</p> <p>4～6 略 7 衛星携帯電話等 災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p> <p>第2 応急復旧 1 県防災行政通信ネットワークシステム施設 県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。</p> <p>2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設</p>	<p style="text-align: center;">第10節 通信運用計画 （防災統括室、総務部、<u>水循環・森林・景観環境部</u>、<u>食と農の振興部</u>、県土マネジメント部）</p> <p>第1 通信手段 1 県防災行政通信ネットワーク 県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、<u>電子データ送受信</u>、<u>音声通話</u>等の機能を有している。 県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から<u>被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により</u>行う。 <u>なお</u>、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ<u>通話</u>の統制を行う。</p> <p>2 中央防災無線網 <u>中央防災無線網</u>は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び<u>国の緊急災害対策本部と県災害対策本部</u>を直接結ぶ<u>地上系無線</u>通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。</p> <p>3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線 消防庁消防防災無線<u>網</u>、国土交通省水防道路用<u>通信網</u>及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。</p> <p>4～6 略 7 衛星携帯電話等 災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話<u>等</u>が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p> <p>第2 応急復旧 1 県防災行政通信ネットワークシステム施設 県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。</p> <p>2 <u>その他</u>通信施設</p>	<p>防災統括室</p> <p>記載の適正化 （以下この節において同じ）</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。</p>	<p><u>その他</u>、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設<u>等</u>の管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。</p>	
<p>第12節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1 被災地への人的支援 1～3 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>第12節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1 被災地への人的支援 1～3 略 <u>4 感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>第2～第5 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第13節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。 1～2 略 3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>第8～第16 略</p>	<p>第13節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。 1～2 略 3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>第8～第16 略</p>	<p>近畿地方整備局</p> <p>時点修正</p>
<p>第15節 道路等の災害応急対策計画 （農林部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路啓開と応急対策 1 略 2 災害応急対策 土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。 (1)～(3) 略</p>	<p>第15節 道路等の災害応急対策計画 <u>（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</u></p> <p>第1 略</p> <p>第2 道路啓開と応急対策 1 略 2 災害応急対策 土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。 (1)～(3) 略</p>	<p>道路建設課</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p><u>(4) 交通マネジメント</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>直近の施策の反映</p>
<p>第16節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <div data-bbox="157 682 1202 825" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。</p> </div> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社） 風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。</p> <p>1 通報・連絡 （1）通報・連絡の経路 通報・連絡は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="157 1297 914 1703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <pre> graph LR A[関西電力(株)奈良支社] --- B[奈良県防災統括室] A --- C[奈良県警察本部] A --- D[奈良県消防・救急課] A --- E[市町村防災機関] A --- F[各警察署] A --- G[各消防機関] A --- H[報道機関] </pre> </div> <p>（2）通報・連絡の方法 通報・連絡は、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</p> <p>2 災害時における情報の収集、連絡</p>	<p>第16節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、<u>水循環・森林・景観環境部</u>、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <div data-bbox="1383 682 2427 894" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。<u>また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。</u></p> </div> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社・<u>関西電力送配電株式会社</u>） 風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。</p> <p>1 通報・連絡 （1）通報・連絡の経路 通報・連絡は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="1383 1297 2139 1703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <pre> graph LR A[関西電力送配電(株)奈良支社] --- B[奈良県防災統括室] A --- C[奈良県警察本部] A --- D[奈良県消防・救急課] A --- E[市町村防災機関] A --- F[各警察署] A --- G[各消防機関] A --- H[報道機関] </pre> </div> <p>（2）通報・連絡の方法 通報・連絡は、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・<u>関西電力送配電株式会社</u>）に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</p> <p>2 災害時における情報の収集、連絡</p>	<p>防災統括室、関西電力送配電、大和ガス</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>送配電部門分社化に伴う変更</p> <p>分社化による</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。</p> <p>① 略 ② 当社被害情報 (ア)～(イ) 略 (ウ)復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項 (エ)～(オ) 略</p> <p>(2) 情報の集約 独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>3 災害時における広報</p> <p>(1) 広報活動 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。</p> <p>① 略 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。 ③ 略 ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。 ⑤～⑦ 略</p> <p>(2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 対策要員の確保</p> <p>(1) 対策要員の確保</p> <p>① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。</p> <p>(2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され又は発生したときは応援の要請を行う。</p> <p>5 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</p> <p>①～③ 略</p>	<p>(1) 情報の収集・報告 災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。</p> <p>① 略 ② 当社被害情報 (ア)～(イ) 略 (ウ)復旧<u>用資機材</u>、復旧要員、食糧等に関する事項 (エ)～(オ) 略</p> <p>(2) 情報の集約 国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および<u>協力</u>会社等から<u>独自</u>に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>3 災害時における広報</p> <p>(1) 広報活動 <u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において</u>、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。</p> <p>① 略 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに<u>送配電コンタクトセンター</u>へ通報すること。 ③ 略 ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付<u>け</u>すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。 ⑤～⑦ 略</p> <p>(2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページ、停電情報アプリ、SNS</u>および<u>Ｌアラート</u>等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 対策組織要員の確保</p> <p>(1) 対策<u>組織</u>要員の確保</p> <p>① 夜間、休日に災害が<u>発生する</u>おそれがある場合<u>には</u>、あらかじめ定められた対策<u>組織</u>要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ② <u>対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出<u>社</u>する。</p> <p>(2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、<u>他一般送配電事業者</u>、電源開発株式会社、<u>電源開発送変電ネットワーク株式会社</u>および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>5 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする<u>復旧用</u>資機材は、次のいずれかの方法により、可及的<u>速</u>やかに確保する。</p> <p>①～③ 略</p>	<p>関西電力(株)・関西電力送配電(株)防災業務計画に基づく記載内容の見直し(以下第3において同じ)</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>(2) 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>6 略</p> <p>7 災害時における県への支援要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。</p> <p>8 災害時における応急工事</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p> <p>③～④ 略</p> <p>⑤ 通信設備 可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p>9 ダムの管理</p> <p>(1) 管理方法 ダムの地域環境、重要度及び河川の状態を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>10 復旧計画</p> <p>(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 復旧資材の調達</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>11 復旧順位 復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>第4～第5 略</p>	<p>(2) 輸送 <u>復旧用</u>資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている<u>協力</u>会社の車両、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧<u>用資機材</u>置場等の確保 災害時において、復旧<u>用資機材</u>置場<u>および</u>仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>6 略</p> <p>7 災害時における県への支援要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、<u>または</u>工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県へ支援を要請する。</p> <p>8 災害時における応急工事</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力<u>および</u>貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p> <p>③～④ 略</p> <p>⑤ 通信設備 <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、</u>移動無線機等の活用により通信<u>手段</u>を確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p>9 ダムの管理</p> <p>(1) 管理方法 ダムの地域環境、重要度<u>および</u>河川の状態を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>10 復旧計画</p> <p>(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 復旧<u>用資機材</u>の調達</p> <p>④～⑦ 略</p> <p>11 復旧順位 復旧計画の策定及び実施に当た<u>り</u>、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 関係機関の情報共有等 <u>県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。</u></p>	<p>R2 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第19節 保健医療活動計画 (福祉医療部)</p> <p>第1 保健医療活動 1 略 2 県（保健医療調整本部） (1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2)～(6) 略 3 県保健所（保健所保健医療対策本部） (1)～(4) 略 4 略</p> <p>第2～第11 略</p>	<p style="text-align: center;">第19節 保健医療活動計画 (福祉医療部)</p> <p>第1 保健医療活動 1 略 2 県（保健医療調整本部） (1) 県医療政策局長は、<u>奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき</u>、災害対策本部が設置される時及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。 なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。 (2)～(6) 略 3 県保健所（保健所保健医療対策本部<u>地域保健医療調整本部</u>） (1)～(4) 略 4 略</p> <p>第2～第11 略</p>	<p>福祉医療部企画管理室</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第20節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立 1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照） (1)～(4) 略 2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第20節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立 1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照） (1)～(4) 略 <u>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。</u> 2～3 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>地震編との整合を図る</p>
<p style="text-align: center;">第21節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 略</p>	<p style="text-align: center;">第21節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 略</p>	<p>警備二課</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 交通規制及び緊急通行車両等 災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 被災地及びその周辺における交通規制 (1) 略 (2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項） 災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係） 公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。） 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。 また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。 なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>第2 交通規制及び緊急通行車両等 災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 被災地及びその周辺における交通規制 (1) 略 (2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項） 災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官(等)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係） 公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。） 警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。 また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。 なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(または消防吏員)は(←通行禁止区域等において)自衛隊用緊急通行車両の、(又は) 消防吏員は(←)消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第2.2節 食料、生活必需品の供給計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。 また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 物資の調達・供給状況の報告等 県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。</p> <p>1～3 略</p>	<p>第2.2節 食料、生活必需品の供給計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部日本赤十字社）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた(削除)食料を使用する。 また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 物資の調達・供給状況の報告等 県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。</p> <p>1～3 略</p>	<p>防災統括室</p> <p>記載の適正化</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>第3～第6 略</p>	<p>第3～第6 略</p>	
<p style="text-align: center;">第24節 防疫、保健衛生計画 (医療政策局、くらし創造部)</p> <p>第1 防疫体制 1 実施責任者 (1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。 (2) 略 2 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p style="text-align: center;">第24節 防疫、保健衛生計画 (医療政策局、<u>文化・教育・くらし創造部</u>)</p> <p>第1 防疫体制 1 実施責任者 (1) 市町村 被災地の防疫は、当該地域の市町村の<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して</u>管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。 なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。 (2) 略 2 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>疾病対策課</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第26節 廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)</p> <p>第1 がれき等の処理 浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。 1 略 2 県 (1) 略 (2) 広域支援 被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 災害廃棄物対策本部の設置 県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3</p>	<p style="text-align: center;">第26節 廃棄物の処理及び清掃計画 (<u>水循環・森林・景観環境部</u>)</p> <p>第1 がれき等の処理 浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。 1 略 2 県 (1) 略 (2) 広域支援 被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体・<u>機関等</u>による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 災害廃棄物対策本部の設置 県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3</p>	<p>廃棄物対策課</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>月)に基づき、景観・環境局長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。</p> <p>第6～第7 略</p>	<p>月)に基づき、<u>水循環・森林・景観環境部長</u>を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。</p> <p>第6～第7 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第27節 ボランティア活動支援計画 (くらし創造部、関係部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ボランティアの受け入れ対応 1～4 略</p> <p>第3 第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第27節 ボランティア活動支援計画 (<u>文化・教育・くらし創造部</u>、関係部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ボランティアの受け入れ対応 1～4 略</p> <p><u>5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>第3 略</p>	<p>青少年・社会活動推進課</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第29節 文教対策計画 (教育委員会)</p> <p>第1 児童、生徒等の安全確保 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。</p> <p>【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1)～(6) 略</p> <p>第2 応急措置 1 略 2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。 (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。 (2) 公立の高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。 (3) 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第29節 文教対策計画 (教育委員会)</p> <p>第1 児童、生徒等の安全確保 幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、<u>中等教育学校</u>、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。</p> <p>【学校等における防災計画策定の留意事項】 (1)～(6) 略</p> <p>第2 応急措置 1 略 2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。 (1) <u>市町村立</u>の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校</u>では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。 (2) <u>県立</u>の<u>中学校</u>、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。 (3) 略 <u>(4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。</u></p> <p>第3～第4 略</p>	<p>学校教育課、保健体育課</p> <p>学校教育法等の改正</p> <p>時点修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】								
<p style="text-align: center;">第30節 文化財災害応急対策 (地域振興部)</p> <p>第1～3 略</p> <p>第4 大規模災害における応急対策 県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県教育委員会もしくは市町村教育委員会は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。</p> <p>1 事前準備 被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。 (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。 (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。 (3)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 復旧計画の立案・実施 被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。</p> <p style="text-align: center;">文化財災害応急処置</p> <table border="1" data-bbox="151 1276 1270 1682"> <tr> <td data-bbox="151 1276 338 1682">1. 火災</td> <td data-bbox="338 1276 1270 1682"> 1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 1682 338 1766">2～3 略</td> <td data-bbox="338 1682 1270 1766">略</td> </tr> </table>	1. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。	2～3 略	略	<p style="text-align: center;">第30節 文化財災害応急対策 (文化・教育・くらし創造部)</p> <p>第1～3 略</p> <p>第4 大規模災害における応急対策 県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは市町村 <u>(または市町村教育委員会)</u>は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。</p> <p>1 事前準備 被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。 (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。 (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。 (3)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 復旧計画の立案・実施 被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。</p> <p style="text-align: center;">文化財災害応急処置</p> <table border="1" data-bbox="1377 1276 2496 1682"> <tr> <td data-bbox="1377 1276 1564 1682">1. 火災</td> <td data-bbox="1564 1276 2496 1682"> 1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは <u>県</u>の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、 <u>県</u>の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ <u>県</u>の指示に従う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1682 1564 1766">2～3 略</td> <td data-bbox="1564 1682 2496 1766">略</td> </tr> </table>	1. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは <u>県</u> の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、 <u>県</u> の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ <u>県</u> の指示に従う。	2～3 略	略	<p>文化財保存課</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
1. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。									
2～3 略	略									
1. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは <u>県</u> の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、 <u>県</u> の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ <u>県</u> の指示に従う。									
2～3 略	略									

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。</p> <p>第2 被災者生活再建支援法</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する。</p> <p>1 対象となる自然災害</p> <p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。</p> <p>(1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害</p> <p>(4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害</p> <p>2 支援金の対象世帯</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 略</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、専門知識を持った職員（県・市町村）の養成に努めるとともに、県が実施した研修受講者や調査経験者など業務遂行ができる職員の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、関西広域連合等との連携も視野に入れ、被災地への円滑な応援体制の構築を図る。</p> <p><u>発災後は、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 被災者生活再建支援法</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>被災者生活再建</u>支援金を支給する。</p> <p>1 対象となる自然災害</p> <p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。</p> <p>(1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の<u>区域にかかる</u>自然災害</p> <p>(2) 10以上の<u>世帯</u>の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害</p> <p>(3) 100以上の<u>世帯</u>の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害</p> <p>(4) (1)又は(2)の<u>被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯</u>の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>(5) <u>(3)又は(4)に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した</u>自然災害</p> <p>(6) <u>(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した</u>自然災害</p> <p>2 支援金の対象世帯</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住<u>不能</u>な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p>	<p>防災統括室、住まいまちづくり課</p> <p>R2 防災基本計画修正に基づく</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化（法の記載に統一）</p> <p>記載の適正化</p> <p>被災者生活支援法の改正</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）					今回修正					【備考】
3 支給額 (1) 複数世帯の場合 (単位：万円)					3 支給額 (1) 複数世帯の場合 (単位：万円)					記載の適正化
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	100	200	300	全壊世帯	建設・購入	100	200	300	
	補修	100	100	200		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
	賃貸	100	50	150						
解体世帯	建設・購入	100	200	300	解体世帯	建設・購入	100	200	300	
	賃貸	100	50	150		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	長期避難世帯		建設・購入	100	200	
	賃貸	100	50	150		賃貸（公営住宅を除く）	100	50	150	
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	大規模半壊世帯		建設・購入	50	200	
	補修	50	100	150		賃貸（公営住宅を除く）	50	50	100	
	賃貸	50	50	100						
					(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					被災者生活支援法の改正
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	75	150	300	全壊世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	補修	75	75	150		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
	賃貸	75	37.5	112.5						
解体世帯	建設・購入	75	150	300	解体世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300	長期避難世帯		建設・購入	75	150	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊世帯		建設・購入	37.5	150	
	補修	37.5	75	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75	
	賃貸	37.5	37.5	75						
					(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					記載の適正化 同上
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	75	150	300	全壊世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	補修	75	75	150		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
	賃貸	75	37.5	112.5						
解体世帯	建設・購入	75	150	300	解体世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300	長期避難世帯		建設・購入	75	150	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊世帯		建設・購入	37.5	150	
	補修	37.5	75	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75	
	賃貸	37.5	37.5	75						
					(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					被災者生活支援法の改正
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	75	150	300	全壊世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	補修	75	75	150		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
	賃貸	75	37.5	112.5						
解体世帯	建設・購入	75	150	300	解体世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300	長期避難世帯		建設・購入	75	150	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊世帯		建設・購入	37.5	150	
	補修	37.5	75	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75	
	賃貸	37.5	37.5	75						
					(2) 単数世帯の場合 (単位：万円)					被災者生活支援法の改正
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊世帯	建設・購入	75	150	300	全壊世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	補修	75	75	150		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
	賃貸	75	37.5	112.5						
解体世帯	建設・購入	75	150	300	解体世帯	建設・購入	75	150	<u>225</u>	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300	長期避難世帯		建設・購入	75	150	
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5	
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊世帯		建設・購入	37.5	150	
	補修	37.5	75	112.5		賃貸（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75	
	賃貸	37.5	37.5	75						

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金
 加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
<p>4 略</p> <p>5 長期避難世帯 (1)～(2) 略 (3) 解除 県は、長期避難世帯として認定後、避難勧告等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあつては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。 ただし、避難勧告等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。 また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 雇用対策 1 略 2 職業斡旋等の要請 災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。 (1)～(5) 略</p> <p>第6～第10 略</p> <p>第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等 1 住宅相談窓口の設置 県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。 2～3 略</p> <p>第12 公営住宅の建設 災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定が得られるよう努める。</p> <p>第13～第14 略</p>	<p>基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金 加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金</p> <p>4 略</p> <p>5 長期避難世帯 (1)～(2) 略 (3) 解除 県は、長期避難世帯として認定後、避難<u>指示</u>等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあつては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。 ただし、避難<u>指示</u>等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。 また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 雇用対策 1 略 2 職業斡旋等の要請 災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ<u>以下</u> <u>の</u>事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。 (1)～(5) 略</p> <p>第6～第10 略</p> <p>第11 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等 1 住宅相談窓口の設置 県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅の<u>早期</u>復興に向けた協力に<u>関する</u>基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。 2～3 略</p> <p>第12 公営住宅の建設 災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市町村は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災地市町村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅<u>整備建設</u>計画を作成し、災害査定が得られるよう努める。</p> <p>第13～第14 略</p> <p><u>第15 支援のための環境整備</u> <u>国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組</u></p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>記載の適正化</p> <p>県施策の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>R3 防災基本計画 修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和2年3月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	
<p>第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画 （防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。</p> </div> <p>第1～第3 略</p>	<p>第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画 （防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>義援金に<u>係る業務</u>については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。</p> </div> <p>第1～第3 略</p>	<p>会計局会計課</p> <p>記載の適正化</p>